

室戸市教育委員会障害者活躍推進計画

機 関 名	室戸市教育委員会
任 命 権 者	室戸市教育委員会
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
室戸市教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>室戸市教育委員会においては、令和元年6月1日時点では、常時勤務する職員が42人未満であり、法定雇用率の対象外となっていたが、令和2年4月1日施行の会計年度任用職員制度の導入に伴い、算定対象となる常時勤務する職員が増加するため、令和2年6月1日時点では、未達成となることが想定される場所である。</p> <p>計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のためには、その障害特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、更なる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目 標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（令和7年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定</p>
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該専任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整・人事管理</p>	<p>○相談窓口へ相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>